

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人 鈴の音福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鈴の音福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めたものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員うち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 法人の役員及び評議員（以下「役員等」という）に対しては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 交通費は、次のとおりとする。

(1) 法人本部において開催される理事会及び評議員会その他の会議への出席

… 1日につき3,000円を支給する。

(2) (1)以外で法人の業務のために旅行したとき

… 「出張旅費規程」第5条に準じて支給する。なお、第5条第1項を適用する場合は、「園長」を「役員」と読み替えるものとする。

3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき宿泊出張の場合は10,000円、日帰り出張の場合は8,000円

宿泊料 1泊につき15,000円

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(付 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。